



県章

山形県公報

平成29年9月29日(金)

第2882号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …… 979
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 980
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し……………(健康長寿推進課) …… 同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) …… 同
- 肥料登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) …… 987
- 漁船以外の船舶が使用することができる漁港施設の指定……………(水産振興課) …… 同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) …… 988
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) …… 同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) …… 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …… 989
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) …… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程…………… 990
- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………1003
- 審査に付される最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- 県内の河川、その支流及び小支流におけるあゆの採捕禁止……………1005

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(村山総合支庁保健企画課) …… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) …… 同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……1008
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……1013

正 誤

告 示

山形県告示第677号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------------|--------------------------------------|-----------------|-------------|
| 植村 哲也 | 訪問リハビリテーション いでは 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番4号 | 訪問リハビリテー ション | 平成29. 9. 19 |

山形県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|-------------|
| 植村 哲也 | 訪問リハビリテーション いでは 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番4号 | 介護予防訪問リハ ビリテーション | 平成29. 9. 19 |

山形県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり取り消した。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定取消年月日 |
|-----------|--------------------------------|--------------------|-------------|
| 株式会社白壁接骨院 | 源氣の杜 COCOON 山形市薬師町一丁目16番10号 | 通所介護及び介護 予防通所介護 | 平成29. 9. 15 |

山形県告示第680号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成29年9月9日
17
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
酒田市袖浦農業協同組合
代表理事組合長 五十嵐 良弥
酒田市坂野辺新田字葉萱112
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ 国内産玄米 国内産大豆
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名 | 住所 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考 |
|--------|----------------|----------------|------------|
| 佐藤 助弘 | 酒田市大字黒森戊80 | もみ、玄米、大豆 | 国内産農産物に限る。 |
| 加賀 徹 | 酒田市錦町三丁目5-9 | もみ、玄米、大豆 | |
| 佐藤 恒雄 | 酒田市土淵字新田町46 | もみ、玄米、大豆 | |
| 村上 淳一 | 酒田市局字局50 | もみ、玄米、大豆 | |
| 佐藤 勝 | 酒田市坂野辺新田丙98-18 | もみ、玄米、大豆 | |
| 五十嵐 正義 | 酒田市錦町二丁目53 | もみ、玄米 | |

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成29年9月9日
18
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形県米穀集荷協同組合
理事長 滝田 俊一郎
山形市東籠野町43
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名 | 住所 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考 |
|--------|----------------|----------------|------------|
| 高橋 重人 | 村山市河島山4-9 | 玄米 | 国内産農産物に限る。 |
| 鈴木 美由紀 | 村山市大字湯野沢165 | 玄米 | |
| 尾崎 彰太郎 | 尾花沢市大字鶴巻田445 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば | |
| 渡部 正寛 | 最上郡最上町大字志茂103 | 玄米、大豆、そば | |
| 大場 宗一 | 最上郡舟形町長沢1206-2 | 玄米、大豆、そば | |
| 後藤 幸平 | 西置賜郡飯豊町大字萩生992 | 玄米、大豆、そば | |
| 後藤 まつ | 西置賜郡飯豊町大字萩生992 | 玄米、大豆、そば | |
| 長谷部 甚作 | 長井市成田1747 | 玄米、大豆、そば | |
| 城戸口 捷己 | 山形市大字古館228 | 玄米 | |

| | | |
|---------|----------------------|-------------|
| 庄 司 保 志 | 天童市大字山口193 | 玄米 |
| 大 泉 貴 夫 | 天童市久野本二丁目2-1 | 玄米 |
| 加 藤 洋 三 | 上山市新町一丁目7-33 | 玄米、そば |
| 丹 野 正 英 | 西村山郡河北町大字溝延389 | 玄米、大豆 |
| 伊 藤 忠 一 | 西村山郡大江町大字小見234 | 玄米、大豆、そば |
| 井 上 信 敏 | 村山市大字河島乙209-1 | 玄米、大豆、そば |
| 森 裕 子 | 村山市大字楯岡笛田三丁目1-13 | 玄米、大豆 |
| 須 藤 賢 治 | 村山市大字名取2458 | 玄米 |
| 植 松 伸 之 | 東根市大字長瀬1360 | 玄米 |
| 黒 山 典 之 | 尾花沢市大字丹生312 | 玄米、大豆、そば |
| 大 崎 剛 | 尾花沢市大字正厳551 | 玄米、大豆、そば |
| 本 間 正 子 | 尾花沢市大字野黒沢200 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 国 分 政 行 | 尾花沢市大字名木沢83 | 玄米、大豆、そば |
| 富 樫 利 宏 | 新庄市万場町5-10 | 玄米、大豆、そば |
| 柿 本 吉 雄 | 新庄市栄町6-2 | 玄米、大豆、そば |
| 五十嵐 峰 夫 | 最上郡最上町大字本城46 | 玄米、大豆、そば |
| 佐々木 重四郎 | 最上郡最上町大字向町631 | 玄米、大豆、そば |
| 井 上 孝 一 | 新庄市金沢2330-1 | 玄米、大豆、そば |
| 手 塚 昌 之 | 米沢市大字上新田659-2 | 玄米、大豆、そば |
| 竹 田 正 幸 | 南陽市高梨471-3 | 玄米、大豆、そば |
| 茂出木 公 夫 | 南陽市竹原2850-4 | 玄米、大豆、そば |
| 石 川 忠 良 | 東置賜郡高畠町大字高畠707-5 | 玄米、大豆、そば |
| 佐 藤 一 之 | 東置賜郡高畠町大字高畠501-1 C-1 | 玄米、大豆、そば |
| 淀 野 昭 仁 | 東置賜郡川西町大字吉田3383 | 玄米、大豆 |

| | | |
|--------|---------------------|----------|
| 井上文典 | 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 | 玄米、大豆、そば |
| 井上優子 | 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 | 玄米、大豆、そば |
| 飯沢健司 | 長井市館町南3-1-1 | 玄米、大豆、そば |
| 淵田謙一 | 鶴岡市藤島字笹花63-2 | 玄米、大豆 |
| 佐藤吉男 | 酒田市大町10-8 | 玄米、大豆 |
| 石川尚 | 酒田市東中の口町2-4 | 玄米、大豆 |
| 小島行雄 | 酒田市浜田一丁目2-7 | 玄米、大豆 |
| 山崎信一郎 | 山形市大字松原382-10 | 玄米 |
| 吉田和人 | 上山市栄町二丁目7-8-7 | 玄米 |
| 大津敏春 | 東村山郡中山町大字柳沢17 | 玄米 |
| 秋葉一司 | 東村山郡中山町大字長崎4477 | 玄米、大豆、そば |
| 山崎政彰 | 西村山郡河北町大字溝延字千苺47-1 | 玄米、大豆 |
| 設楽敏英 | 西村山郡河北町谷地字十二堂2 | 玄米、大豆、そば |
| 柴田七郎兵衛 | 西村山郡朝日町大字宮宿1026-40 | 玄米、大豆、そば |
| 大山清博 | 尾花沢市大字丹生1499 | 玄米 |
| 鈴木互 | 尾花沢市禁町二丁目3-7 | 玄米 |
| 大類亮 | 尾花沢市横町一丁目6-8 | 玄米 |
| 星田政一 | 尾花沢市大字牛房野549 | 玄米、そば |
| 今野悦子 | 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 | 玄米 |
| 小倉豊 | 新庄市十日町971 | 玄米 |
| 小野寺智保 | 最上郡金山町大字金山419 | 玄米、大豆、そば |
| 栗田勝治 | 最上郡金山町大字金山409 | 玄米、大豆、そば |
| 柴崎継夫 | 最上郡最上町大字東法田592-1 | 玄米、大豆、そば |
| 高橋志朗 | 最上郡舟形町舟形281-5 | 玄米 |

| | | |
|-------|--------------------------------|----------|
| 近岡秀一 | 最上郡真室川町大字新町823 | 玄米 |
| 我妻正昭 | 米沢市大字浅川1212 | 玄米 |
| 伊藤雅幸 | 東置賜郡川西町大字下奥田1499-4 | 玄米 |
| 舟山一美 | 西置賜郡小国町大字若山335 | 玄米 |
| 富樫信吉 | 山形市大字風間1342-10 | 玄米 |
| 高橋治 | 天童市大字寺津182 | 玄米 |
| 渡邊健一 | 東村山郡山辺町大字大寺411 | 玄米 |
| 工藤浩 | 天童市駅西二丁目8-16 サンホワイト B201 | 玄米、大豆、そば |
| 大津朋洋 | 東村山郡中山町大字柳沢17 | 玄米 |
| 佐藤智之 | 東根市大字羽入783 | 玄米 |
| 逸見弘子 | 西村山郡河北町西里1348-2 | 玄米、大豆 |
| 西村修 | 西置賜郡白鷹町大字畔藤6453-1 | 玄米 |
| 富樫宏一 | 新庄市万場町5-10 | 玄米 |
| 高橋修 | 最上郡舟形町長沢1106 | 玄米 |
| 安喰昭裕 | 山形市十日町二丁目3-2 | 玄米 |
| 鈴木文明 | 山形市松山三丁目10-17 ウインディア 松山A102 | そば |
| 鈴木亮吉 | 東根市大字蟹沢341 | 玄米 |
| 渡辺貴志 | 東根市大字東根甲181 | 玄米、大豆 |
| 井上なほみ | 新庄市金沢2330-1 | 玄米 |
| 櫻井卓弥 | 山形市大字中野216 | 玄米、大豆 |
| 角屋晃孝 | 米沢市泉町二丁目1-70-3 | 玄米 |
| 渡邊徹 | 東村山郡山辺町大字大寺411 | 玄米 |
| 茂出木純也 | 南陽市竹原2850-4 | 玄米 |
| 淵田春美 | 鶴岡市藤島字笹花63-2 | 玄米、大豆 |

| | | |
|-------|--------------------------------|----------|
| 佐藤良平 | 酒田市小泉字上川原62-内2-2 | 玄米 |
| 高津史康 | 寒河江市南町二丁目5-22 | 玄米、小麦、大豆 |
| 香曾我部健 | 山形市江俣三丁目7-28 | 玄米 |
| 成原恵美 | 西村山郡朝日町大字宮宿1076-9 みなみハイツB-5 | 玄米 |
| 斉藤咲恵子 | 尾花沢市大字名木沢83 | 玄米 |
| 今野寿洋 | 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 | 玄米 |
| 小野寺賢一 | 最上郡金山町大字金山419 | 玄米 |
| 渡部由里子 | 最上郡最上町大字志茂103 | 玄米 |
| 佐々木和代 | 山形市北町四丁目6-11-404 | 玄米 |
| 笹玲児 | 新庄市大字飛田1085 | 玄米 |
| 須賀正樹 | 米沢市窪田町藤泉27 | 玄米 |
| 竹田幸広 | 南陽市高梨471-3 | 玄米 |
| 佐藤太 | 東置賜郡高島町大字高島404-1 | 玄米 |
| 後藤周一 | 西置賜郡飯豊町大字萩生992 | 玄米 |
| 結城友靖 | 山形市桧町四丁目1-5 | 玄米、そば |
| 武田信 | 山形市大森493 グリーンハウス大森205 | 玄米 |
| 安達史隆 | 南陽市高梨933-33 | 玄米 |
| 福井晋哉 | 山形市瀬波三丁目1-28 | 玄米 |
| 佐藤健治 | 山形市みはらしの丘一丁目31-9 | 玄米 |
| 高橋彰良 | 村山市河島山4-9 | 玄米 |
| 柿本卓也 | 新庄市栄町5-3 | 玄米、大豆、そば |
| 我妻正考 | 米沢市大字浅川1212 | 玄米、大豆 |
| 井上元紀 | 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 | 玄米 |
| 樋口幹夫 | 西置賜郡飯豊町大字萩生1500-8 | 玄米 |

| | | |
|------|--------------------|----------------|
| 淵田正樹 | 鶴岡市藤島字笹花63-2 | 玄米 |
| 石川直美 | 酒田市東中の口町2-4 | 玄米 |
| 小島隆行 | 酒田市新橋二丁目1-77 | 玄米 |
| 佐藤暁 | 東田川郡庄内町狩川字西田115-14 | 玄米 |
| 熊倉寿 | 山形市江南一丁目20-6 | 玄米 |
| 大川好友 | 鶴岡市文下字久保田142 | 玄米 |
| 尾崎雄大 | 尾花沢市鶴巻田445 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 松澤英紀 | 新庄市金沢2203-1 | 玄米 |
| 関陽介 | 東置賜郡高畠町大字馬頭1574 | 玄米 |

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号
平成29年9月11日
79
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
成澤農園有限会社
代表取締役 成澤 清賢
鶴岡市白山字東木村24-3
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名 | 住所 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考 |
|------|-----------|----------------|------------|
| 吉川慎司 | 酒田市字山田2-8 | 玄米 | 国内産農産物に限る。 |

- 4 (1) 登録年月日及び登録番号
平成29年9月13日
77
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
瑞穂の国株式会社
代表取締役 塩野 泰正
天童市小路一丁目4-16
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名 | 住 所 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考 |
|---------|---------------|----------------|------------|
| 塩 野 泰 正 | 天童市田鶴町一丁目7-22 | 玄米 | 国内産農産物に限る。 |

5 (1) 登録年月日及び登録番号

平成29年9月13日

78

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社喜久商店

代表取締役 岸 朋広

尾花沢市大字正蔵323-1

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名 | 住 所 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考 |
|-------|---------------|----------------|------------|
| 岸 湧 太 | 尾花沢市大字正蔵323-1 | 玄米 | 国内産農産物に限る。 |

山形県告示第681号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | その他の規格 | 生産業者 | | 有効期限 |
|----------|-------|-----------|-----------------------|--------|------------|-------------------|------------|
| | | | | | 名称 | 住所 | |
| 山形県第465号 | 蒸製骨粉 | スープ滓骨粉(骨) | 窒素全量 3.0 りん酸全量21.0 | | 丸善食品工業株式会社 | 東京都板橋区成増一丁目30番13号 | 平成35. 9. 8 |
| 山形県第466号 | 肉骨粉 | スープ滓骨粉(粉) | 窒素全量 5.0 りん酸全量14.0 | | 同 | 同 | 同 |

山形県告示第682号

山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）第10条の規定により、指定施設を次のとおり定める。

なお、関係図面は、農林水産部水産振興課及び庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 漁港名 | 指 定 施 設 |
|---------|----------------------------------|
| 吹 浦 漁 港 | 栈橋及び-3.0m泊地のうち、別紙に表示する施設（別紙は、省略） |

山形県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営天童地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営天童地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
天童市役所及び河北町役場
- 縦覧に供する期間
平成29年10月5日から同年11月6日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良事業計画を変更した者の名称
月光川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 認可年月日
平成29年9月15日

山形県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年9月29日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 新田神町停車場線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------------------------------|------|--------------------|----------|
| 東根市大字太田新田字向原 1 番 6 から 同 2 番16まで | 旧 | 10.9 メートル } 9.0 | 178 メートル |
| 同 上 | 新 | 11.7 メートル } 9.9 | 同 上 |

山形県告示第686号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上川 酒田市から最上郡戸沢村地内
赤川 酒田市から鶴岡市地内
- 2 公共測量を実施する期間
平成29年9月13日から平成30年3月9日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第687号

次の開発行為は、完了した。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成29年9月19日 指令村総建第202号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字蟹沢字南浦82番1、87番、88番、89番1、89番2、90番、97番、98番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
村山市楯岡笛田二丁目19番57号 社会福祉法人慈敬会

山形県告示第688号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

| | | | | |
|-------|-----------------------|---------------|-------------------|---|
| 別表第2中 | 株式会社 山形駅前支店 山形銀行 店 | 山形市幸町2番5号 | 株式会社 県庁支店 山形銀行 | を |
| | 〃 三日町支店 | 〃 三日町一丁目1番32号 | 〃 〃 | |

| | | | |
|-----------------------|-----------|-------------------|----|
| 株式会社 山形駅前支店 山形銀行 店 | 山形市幸町2番5号 | 株式会社 県庁支店 山形銀行 | に、 |
|-----------------------|-----------|-------------------|----|

| | | | | | |
|---|-------|---------------------|---|---|-------|
| 「 | 東原支店 | 山形市小白川町一丁目 8番26号 | 「 | 「 | を |
| 「 | 三日町支店 | 山形市幸町2番5号 | 「 | 「 | に改める。 |
| 「 | 東原支店 | 「 小白川町一丁目 8番26号 | 「 | 「 | |

附 則

この規程は、平成29年10月2日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第72号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「者の」を「者に係る」に改め、同条中「第1条（選挙権を有しない者の通知）」を「第1条の3（選挙権を有しない者に係る通知）第1項」に、「により、」を「により市町村の委員会が行う関係市町村の委員会に対する通知は別記第1号様式に準じて、同条第2項の規定により」に、「行なう」を「行う」に、「、別記第1号様式」を「別記第2号様式又は別記第2号様式の2」に改める。

第6条中「の規定」を「及び令第9条の2（投票区の廃止又は変更の告示）の規定」に改める。

第7条を次のように改める。

（分割開票区を設ける場合等の届出）

第7条 令第10条の2（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）第1項の規定により、市町村の委員会が行う県の委員会への届出は、別記第4号様式による調書及び開票区を表示した図面を添えて、行わなければならない。

第8条中「又は第2項」を「の規定による告示は別記第5号様式に準じて、同条第2項」に改め、「、別記第5号様式又は」及び「、法第23条（縦覧）第2項の規定による告示は、別記第7号様式に」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第17条第1項中「第30条（選挙人名簿の再調製）」を「第30条（選挙人名簿の再調製）第1項」に改める。

第20条の2第1項の表中「第30条の8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第1項」を「第30条の8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第2項」に、「第30条（選挙人名簿の再調製）」を「第30条（選挙人名簿の再調製）第1項」に、「第30条の15（在外選挙人名簿の再調製）」を「第30条の15（在外選挙人名簿の再調製）において準用する法第30条第1項」に改める。

第25条第2項中「告示は」を「告示をするときには」に改める。

第25条の2を第25条の3とし、第25条の次に次の1条を加える。

（共通投票所）

第25条の2 市町村の委員会は、法第41条の2（共通投票所）第4項の規定により告示をするときには、別記第27号様式の3の2に準じてしなければならない。

2 市町村の委員会は、令第48条の4（共通投票所を開かず、又は閉じる場合の通知）の規定により、共通投票所

の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知をするときは、別記第27号様式の3の3に準じてしなければならない。

- 3 法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------|------------------------------|--|
| 第22条 | 令第25条（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示） | 令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第25条 |
| 第23条第1項 | 法第38条（選挙立会人）第1項 | 法第41条の2（共通投票所）第5項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項 |
| 第23条第3項 | 令第27条（投票立会人の氏名等の通知） | 令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第27条 |
| 第27条第1項 | 一投票区 | 一投票区又は一共通投票所 |
| | 一投票所 | 一投票所又は一共通投票所 |
| 第29条第1項 | 令第40条（選挙人の宣言）第1項 | 令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第40条第1項 |
| 第31条第2項 | 投票所 | 投票所又は共通投票所 |
| 第32条 | 令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置） | 令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第43条 |
| | 投票区名 | 投票区名又は共通投票所名 |

- 4 第24条、前条第1項及び第2項並びに第26条の規定は、共通投票所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------------|--------------------|-----------------------------------|
| 第24条第1項及び第2項 | 法第40条（投票所の開閉時間）第2項 | 法第41条の2（共通投票所）第6項において準用する法第40条第2項 |
| 前条第1項 | 法第41条（投票所の告示）第1項 | 法第41条の2（共通投票所）第6項において準用する法第41条第1項 |
| 前条第2項 | 法第41条（投票所の告示）第2項 | 法第41条の2（共通投票所）第6項において準用する法第41条第2項 |

第37条の2第2項の表中「第48条の2（期日前投票）第3項」を「第48条の2（期日前投票）第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「の場合」を「の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|---------|------------------------------|---|
| 第22条 | 令第25条（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示） | 令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第25条 |
| 第23条第1項 | 法第38条（選挙立会人）第1項 | 法第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項 |
| 第23条第3項 | 令第27条（投票立会人の氏名等の通知） | 令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第27条 |
| 第27条第1項 | 一投票区 | 一期日前投票所 |
| | 一投票所 | 一期日前投票所 |

| | | |
|---------|--|--|
| 第29条第1項 | 令第40条（選挙人の宣言）第1項 | 令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第40条第1項 |
| 第31条第2項 | 投票所 | 期日前投票所を設ける期間の末日において当該期日前投票所 |
| | 開票管理者を経て、市町村の委員会 | 市町村の委員会 |
| 第32条 | 令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置） | 令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第43条 |
| | 及び投票立会人 | 及び投票管理者の指定した投票立会人 |
| | 投票区名並びに投票管理者及び送致すべき投票立会人 | 期日前投票所名並びに投票管理者及び当該投票立会人 |
| 第33条第1項 | 法第55条（投票箱等の送致） | 法第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第55条 |
| 第33条第2項 | 開票管理者を経て、市町村の委員会に | 市町村の委員会に |
| 第33条第4項 | 選挙の当日 | 期日前投票所を設ける期間の末日 |
| | 開票管理者及び市町村の委員会 | 市町村の委員会 |
| 第35条 | 、又は令第63条（不在者投票の受理不受理等の決定）第1項若しくは第2項（これらの規定を令第65条の21（送致を受けた在外投票の措置）において準用する場合を含む。）の規定により受理すべきでないとして決定された投票若しくは拒否の決定を受けた投票があるときは、拒否、不服、異議又は不受理 | は、拒否、不服又は異議 |
| 第48条 | 法第55条（投票箱等の送致） | 法第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第55条 |

第37条の2第1項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

市町村の委員会は、法第48条の2（期日前投票所）第4項の規定により告示をするときは、別記第27号様式の3の2に準じてしなければならない。

2 市町村の委員会は、令第49条の9（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合の通知）の規定により、期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知をするときは、別記第27号様式の3の3に準じてしなければならない。

第41条第2項中「第64条（不在者投票の手続の変更及び投票用紙の返還等）第2項」を「第64条（不在者投票の投票用紙の返還等）第2項」に改める。

第43条の2第1項の表中「第64条（不在者投票の手続の変更及び投票用紙の返還等）第2項」を「第64条（不在者投票の投票用紙の返還等）第2項」に改め、同条第2項中「第65条の13（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）第3項」を「第65条の13（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）第4項」に改める。

第61条第2項及び第3項中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

別記第1号様式中「第1条」を「第1条の3第1項」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと等についての通知）

第 号
年 月 日市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 殿
市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じた（なくなった）
ことについて（通知）

貴市（町村）の区域内から、本市（町村）の区域内に住所を移した次の者について、公職選挙法第11条第1項（公職選挙法第252条、政治資金規正法第28条）の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じた（なくなった）ので、公職選挙法施行令第1条の3第2項の規定により通知します。

記

| 前 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 | 性 別 | 選挙権及び被選挙権 を有しなくなるべき 事由が生じた（なく なった）年月日 | 備 考 |
|-------|-----|---------|-----|--|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたことに係る通知を受けたこと等についての通知）

第 号
年 月 日市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 殿
市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じた（なくなった）
ことに係る通知を受けたことについて（通知）

貴市（町村）の区域内から、本市（町村）の区域内に住所を移した次の者について、（政治資金規正法第28条第4項において準用する）公職選挙法第11条第3項（公職選挙法施行令第1条の3第2項）の規定による通知を受けたので、公職選挙法施行令第1条の3第2項（同項）の規定により通知します。

記

| 前 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 | 性 別 | 選挙権及び被選挙権 を有しなくなるべき 事由が生じた（なく なった）年月日 | 備 考 |
|-------|-----|---------|-----|--|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |

別記第4号様式を次のように改める。
第4号様式（開票区設置、廃止、変更調書）

第 号
年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 殿

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

開票区の増設（廃止、変更）届出について

公職選挙法施行令第10条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 開票区名 | 開票所にあてようとする（あてた）場所 | | | 有権者数 | 所属投票区名 | 備考 |
|------|--------------------|-----|----|------|--------|----|
| | 建物の名称 | 所在地 | 坪数 | | | |
| | | | | | | |

増設（廃止、変更）の理由

別記第5号様式中「の変更」を「の定め（変更）」に、「第22条第1項ただし書」を「第22条第1項本文（ただし書）」に、「に変更した」を「に定めた（に変更した）」に改める。

別記第6号様式中「基準日等」を「基準日」に、「第22条第2項及び第23条第1項」を「第22条第3項」に改め、「登録日及び縦覧の期間」を削り、

- 「1 登録の基準日 年 月 日
- 2 登録日 年 月 日 を
- 3 縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで」
- 「登録の基準日 年 月 日」に改める。

別記第7号様式及び別記第7号様式の2を次のように改める。

第7号様式及び第7号様式の2 削除

別記第13号様式中「第30条」を「第30条第1項」に、「名簿調製に関する期日、期間等」を「調製の現在期日、異議の申出期間」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（選挙人名簿再調製の告示）

告示第 号

の理由によつて、 年 月 日現在をもつて調製する選挙人名簿を、公職選挙法第30条第1項の規定により、次のように再調製する。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 調製の現在期日 年 月 日
- 2 異議の申出期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（投票管理者等の選任告示）

告示第 号

年 月 日執行の 選挙につき、各投票区（各共通投票所、各期日前投票所）の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日
市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票区の場合

| 投票区名 | 投票管理者 | | 投票管理者の職務を代理すべき者 | |
|------|-------|----|-----------------|----|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 共通投票所の場合

| 共通投票所名 | 投票管理者 | | 投票管理者の職務を代理すべき者 | |
|--------|-------|----|-----------------|----|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3 期日前投票所の場合

| 期日前投票所名 | 投票管理者 | | 投票管理者の職務を代理すべき者 | | 職務を行うべき年月日 |
|---------|-------|----|-----------------|----|------------|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別記第20号様式及び別記第21号様式中「(期日前投票所)」を「(共通投票所、期日前投票所)」に改める。

別記第22号様式から別記第27号様式までを次のように改める。

第22号様式（投票立会人の選任についての投票管理者への通知）

第 号
年 月 日

第 投票区（共通投票所、期日前投票所）

投票管理者 氏 名 殿

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票立会人の選任通知について

年 月 日執行の 選挙における 投票区投票所（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人を次のとおり選任したから通知する。

1 投票区投票所の場合

| 投票区名 | 住所 | 所属政党又は政治団体の名称 | 氏 名 | 立 会 時 間 |
|------|----|---------------|-----|---------------------------|
| | | | | 午前（午後） 時 ～ 午前（午後） 時 |
| | | | | |
| | | | | |

備考 立会時間は、投票立会人について、当該投票区投票所の開閉時間内の一部に限定して立会時間を定めた者についてのみ記載すること。

2 共通投票所の場合

| 共通投票所名 | 住 所 | 所属政党又は政治団体の名称 | 氏 名 | 立 会 時 間 |
|--------|-----|---------------|-----|-------------------------|
| | | | | 午前（午後）時 ～ 午前（午後）時 |
| ~~~~~ | | | | |
| | | | | |

備考 立会時間は、投票立会人について、当該共通投票所の開閉時間内の一部に限定して立会時間を定めた者についてのみ記載すること。

3 期日前投票所の場合

| 期 日 前 投 票 所 名 | 住 所 | 所属政党又は政治団体の名称 | 氏 名 | 立 会 年 月 日 及 び 立 会 時 間 |
|------------------|-----|---------------|-----|----------------------------------|
| | | | | 年 月 日 午前（午後）時 ～ 午前（午後）時 |
| ~~~~~ | | | | |
| | | | | |

備考 立会時間は、投票立会人について、当該期日前投票所の開閉時間内の一部に限定して立会時間を定めた者についてのみ記載すること。

第23号様式（投票所の開閉時刻の繰上（繰下）届出書）

第 号
年 月 日

山形県選挙管理委員会委員長 殿

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名印

投票所の開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について

年 月 日執行予定の 選挙につき、公職選挙法第40条第1項ただし書（公職選挙法第41条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書）の規定により下記のとおり投票所を開く（閉じる）時刻を繰り上げ（繰り下げ）ることとしたので、届け出ます。

記

1 投票所の場合

| 投票区名 | 投票所の所在地及び施設名 | 繰上げ（繰下げ）をする時刻 | |
|------|--------------|-------------------------|----------------|
| | | 開く時刻 | 閉じる時刻 |
| | | 午前 時 時間 繰上げ （繰下げ） | 午後 時 時間 繰上げ |

2 共通投票所の場合

| 共通投票所名 | 共通投票所の所在地及び施設名 | 繰上げ（繰下げ）をする時刻 | |
|--------|----------------|-----------------------------|--------------------|
| | | 開く時刻 | 閉じる時刻 |
| | | 午前（午後） 時 時間 繰上げ （繰下げ） | 午前（午後） 時 時間 繰上げ |

第24号様式（投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示）

告示第 号

年 月 日執行の 選挙の投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く（閉じる）時刻を公職選挙法第40条第1項ただし書（公職選挙法第41条の2第6項（公職選挙法第48条の2第6項）において準用する同法第40条第1項ただし書）の規定により、次のように定めた。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票所の場合

| 投票所名 | 投票所を開く時刻 | 投票所を閉じる時刻 | 備考 |
|--------|----------|-----------|----|
| 投票区投票所 | 午前 時 分 | 午後 時 分 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 共通投票所の場合

| 共通投票所名 | 共通投票所を開く時刻 | | 共通投票所を閉じる時刻 | | 備 考 |
|--------|------------|-----|-------------|-----|-----|
| 共通投票所 | 午前（午後） | 時 分 | 午前（午後） | 時 分 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 期日前投票所の場合

| 期日前投票所名 | 年 月 日 | 期日前投票所を開く時刻 | | 期日前投票所を閉じる時刻 | | 備 考 |
|---------|-------|-------------|-----|--------------|-----|-----|
| 期日前投票所 | 年 月 日 | 午前（午後） | 時 分 | 午前（午後） | 時 分 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第25号様式（投票所開閉時刻の通知）

第 号
年 月 日

第 投票区（共通投票所、期日前投票所）
投票管理者 氏 名 殿

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票所の開閉時刻の通知について

年 月 日執行の 選挙において、あなたが管理する 投票所（共通投票所、期日前投票所）の開閉時刻を公職選挙法第40条第2項（公職選挙法第41条の2第6項（公職選挙法第48条の2第6項）において準用する同法第40条第2項）の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 投票所の場合

- 1 投票所を開く時刻 午前 時 分
- 2 投票所を閉じる時刻 午後 時 分

2 共通投票所の場合

- 1 投票所を開く時刻 午前（午後） 時 分
- 2 投票所を閉じる時刻 午前（午後） 時 分

3 期日前投票所の場合

| 年 月 日 | 期日前投票所を開く時刻 | 期日前投票所を閉じる時刻 |
|-------|-------------|--------------|
| 年 月 日 | 午前（午後） 時 分 | 午前（午後） 時 分 |
| | | |
| | | |
| | | |

第26号様式（投票所の告示）

告示第 号

年 月 日執行の 選挙の各投票区の投票所（共通投票所、期日前投票所）を次のように設ける。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票所の場合

| 投票区名 | 投票所の施設の名称 | 所在地 |
|------|-----------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 共通投票所の場合

| 共通投票所名 | 共通投票所の施設の名称 | 所在地 |
|--------|-------------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

3 期日前投票所の場合

| 期日前投票所名 | 設置期間 | 期日前投票所の施設名称 | 所在地 |
|---------|------|-------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考 設置期間は、2以上の期日前投票所を設けた場合のみ記載すること。

第27号様式（天災事変等による投票所の変更告示）

告示第 号

年 月 日執行の 選挙における 投票区の投票所（共通投票所、期日前投票所）は、
の理由のため次のとおり変更する。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票所の場合

| 投票区名 | 変更後 | | 変更前 | |
|------|-------|-----|-------|-----|
| | 施設の名称 | 所在地 | 施設の名称 | 所在地 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 共通投票所の場合

| 共通投票所名 | 変更後 | | 変更前 | |
|--------|-------|-----|-------|-----|
| | 施設の名称 | 所在地 | 施設の名称 | 所在地 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3 期日前投票所の場合

| 期日前投票所名 | 変 更 後 | | | 変 更 前 | | |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 設 置 期 間 | 施設の名称 | 所 在 地 | 設 置 期 間 | 施設の名称 | 所 在 地 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考 設置期間は、2以上の期日前投票所を設けた場合のみ記載すること。

別記第27号様式の3の次に次の2様式を加える。

第27号様式の3の2（共通投票所（期日前投票所）を開かず、又は閉じる場合等の告示）

告示第 号

年 月 日執行の 選挙の共通投票所（期日前投票所）を、公職選挙法第41条の2第3項（公職選挙法第48条の2第3項）の規定により、次のとおり開かない（閉じる、開く）こととした。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 開かない（閉じる、開く）共通投票所名（期日前投票所名）

2 開かない（閉じる、開く）日時 年 月 日 午前（午後）時から
午前（午後）時まで

第27号様式の3の3（共通投票所（期日前投票所）を開かず、又は閉じる場合等の通知）

第 号
年 月 日

投票管理者 氏 名 殿
開票管理者 氏 名

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる、開く）ことについて

年 月 日執行の選挙につき、次のとおり共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる、開く）こととなったので、公職選挙法施行令第48条の4（公職選挙法施行令第49条の9）の規定により通知します。

記

1 開かない（閉じる、開く）共通投票所名（期日前投票所名）

2 開かない（閉じる、開く）日時 年 月 日 午前（午後）時から
午前（午後）時まで

別記第28号様式の備考第1項中「期日前投票所」を「共通投票所、期日前投票所」に改める。

第1条中「第52条の規定により」を「第14条の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による裁判官が退官等した場合における掲示及び法第52条の規定による」に改める。

第4条を第5条とする。

第3条中「別記様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「により」を「による」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 法第14条の2第3項の規定による投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示は、別記第1号様式に準じてするものとする。

2 法第14条の2第4項において準用する同条第3項の規定による投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に氏名に変更が生じた者がある旨の掲示は、別記第2号様式に準じてするものとする。

別記様式の備考に次の1項を加える。

3 氏名に変更が生じた旨の通知のあつた裁判官の氏名は市町村の選挙管理委員会が赤棒線をもつて消除するとともに、変更後の氏名を記載するものとする。

別記様式を別記第3号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第1号様式

注 意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された何 某は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項（第五条第五項）（第五条の三第一項）に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなつたため、何 某の上の×を書く欄には何も書かないでください。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会

備考

掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

第2号様式

注 意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官何 某は、 年 月 日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である何 某として印刷されています。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会

備考

掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成29年9月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

次の各号に掲げる区域において、平成29年10月4日から同月10日までの間は、あゆを採捕してはならない。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

- (1) 最上川水系に属する河川の区域（最上川の寒河江市内平塩橋下流端の下流500メートルから上流の区域並びに当該区域において合流する支流及び当該支流に合流する小支流を除く。）
- (2) 最上川水系又は荒川水系に属する河川の区域以外の区域

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理廃棄物）処理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県村山総合支庁保健企画課総務係 山形市十日町一丁目6番6号 電話番号023(627)1243
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年5月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14番地7
- 5 随意契約に係る契約金額 37,074,240円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | 摘要 | | |
|-------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------|------------------------------------|------------------------------------|
| | | 住宅形式 | 1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル | | | 収入が 104,000円 以下の者 | 収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 | 収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 | 収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 | | 収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 | 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 |
| 県営小出アパート1号 | 長井市台町3-1 | 3DK | 55.7 | 1 | 一般用 | 13,500円 | 15,600円 | 17,900円 | 20,100円 | 23,000円 | 26,600円 | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 成田アパート | 同 成田3102-3 | 同 | 63.9 | 1 | 同 | 16,100 | 18,600 | 21,200 | 24,000 | 27,400 | 31,600 | |
| 同 | 同 | 4DK | 71.5 | 1 | 同 | 18,000 | 20,800 | 23,800 | 26,800 | 30,700 | 35,400 | |
| 同 小国アパート1号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 3DK | 58.0 | 4 | 同 | 13,100 | 15,100 | 17,300 | 19,500 | 22,300 | 25,800 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 59.4 | 3 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | |
| 同 白鷹アパート | 同 白鷹町大字荒砥1482-1 | 同 | 55.7 | 3 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | |
| 同 宝前町住宅 | 同 十王5502-11 | 同 | 77.0 | 1 | 同 | 18,000 | 20,700 | 23,700 | 26,800 | 30,600 | 35,300 | |
| 同 | 同 | 同 | 77.0 | 1 | 同 | 18,400 | 21,200 | 24,300 | 27,400 | 31,300 | 36,200 | |
| 同 あらとアパート1号 | 同 荒砥乙725-1 | 同 | 74.4 | 1 | 同 | 24,000 | 27,700 | 31,700 | 35,700 | 40,800 | 47,100 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 77.9 | 1 | 同 | 25,400 | 29,400 | 33,600 | 37,900 | 43,300 | 50,000 | |
| 同 飯豊アパート | 同 飯豊町大字萩生3893-3 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 | 单身可 |
| 同 | 同 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 | |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年10月6日から同月13日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成29年10月13日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年12月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | | | 摘要 | |
|----------------|--------------------|--|------|-----|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
| | | | | | 収入が104,000円以下 の者 | 収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 | 収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 | 収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 | 収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 | 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 | | |
| 県営美原アパ ート3号 | 鶴岡市美原町19 -23 | 住宅形式 2DK 1戸当たり 面積 40.5 平方メートル | 1 | 一般用 | 12,000 | 13,800 | 15,800 | 17,800 | 20,400 | 23,500 | 3月分 の家賃 に相当 する額 | 单身可 |
| 同 東部アパ ート1号 | 同 朝陽町6 -25 | 3DK | 1 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | | |
| 同 | 同 | 同 | 1 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | | 单身可 |
| 同 3号 | 同 6 -6 | 同 | 3 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,400 | 29,300 | | |
| 同 茅原アパ ート1号 | 同 茅原草 見鶴16-1 | 同 | 7 | 同 | 17,000 | 19,600 | 22,400 | 25,300 | 28,900 | 33,300 | | |
| 同 2号 | 同 | 4DK | 2 | 同 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 | | |
| 同 3号 | 同 | 3DK | 1 | 同 | 17,000 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 | | |
| 同 | 同 | 同 | 1 | 同 | 17,000 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 | | 单身可 |
| 同 | 同 | 同 | 1 | 同 | 17,900 | 20,700 | 23,700 | 26,700 | 30,500 | 35,300 | | |
| 同 未広アパ ート1号 | 同 未広町23 -63 | 同 | 1 | 同 | 22,900 | 26,500 | 30,300 | 34,100 | 39,000 | 45,000 | | |
| 同 2号 | 同 23 -62 | 2LDK | 1 | 同 | 22,900 | 26,500 | 30,300 | 34,100 | 39,000 | 45,000 | | |
| 同 大西町住宅 | 同 大西町21 -9-2 | 3DK | 1 | 同 | 24,600 | 28,500 | 32,500 | 36,700 | 42,000 | 48,400 | | |
| 同 川南アパ ート1号 | 同 酒田市若宮町二 丁目1-1 | 2DK | 4 | 同 | 15,500 | 17,900 | 20,500 | 23,100 | 26,400 | 30,500 | | 单身可 |
| 同 2号 | 同 1-2 | 同 | 1 | 同 | 15,600 | 18,000 | 20,600 | 23,300 | 26,600 | 30,700 | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 ト | 新橋了パー 同 新橋五丁 目5-1 | 3DK | 68.2 | 1 | 同 | 24,000 | 27,700 | 31,700 | 35,800 | 40,900 | 47,200 | |
| 同 ト | 余目了パー 東田川郡庄内町 余目字大塚93-1 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,500 | 31,700 | |
| | 同 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 16,500 | 19,100 | 21,800 | 24,600 | 28,200 | 32,500 | |
| 同 ト | 狩川了パー 同 狩川字山居22 | 同 | 58.0 | 2 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | |
| 同 ト | 遊佐了パー 同 遊佐町遊佐 字田子10-2 | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 | |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年10月4日から同月11日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、平成29年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成29年12月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
超高分解能走査型電子顕微鏡 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成29年9月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 50,760,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成29年7月28日

正 誤

| 発行年月日 | 県公報 番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-------------|------------|-----|----|--------------------------------|-----------------------------|
| 平成29. 6. 30 | 号外(24) | 20 | 11 | 15, 733, 456. 62m ² | 82, 490. 29m ² |
| | | | | | 正 |
| | | | | 15, 713, 894. 84m ² | 62, 928. 51m ² |
| | | | | | 誤 |
| 同 | 同 | 同 | 12 | 1, 863, 956. 28m ² | △ 19, 425. 58m ² |
| | | | | | 正 |
| | | | | 1, 864, 027. 02m ² | △ 19, 354. 84m ² |
| | | | | | 誤 |
| 同 | 同 | 同 | 18 | 39, 048, 165千円 | 1, 437, 537千円 |
| | | | | | 正 |
| | | | | 38, 638, 079千円 | 1, 027, 451千円 |
| 平成29. 7. 21 | 第2863号 | 761 | 15 | 誤 46. 8 | 正 37. 7 |
| 同 | 同 | 同 | 17 | 23. 1 | 18. 3 |
| 同 | 同 | 同 | 23 | 33. 7 | 24. 1 |
| 同 | 同 | 同 | 25 | 23. 1 | 18. 3 |